

令和6(2024)年度若者ライフデザイン支援業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「県」という。）が発注する「令和6(2024)年度若者ライフデザイン支援業務」を受注する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定める。現場の状況に応じて簡易なものについては、仕様書に記載されていない事項であっても誠意をもって行うものとする。

1 業務名

令和6(2024)年度若者ライフデザイン支援業務

2 業務の目的

主に15～30歳前後の若い世代が結婚、妊娠・出産、子育て、就業等のライフイベント等を踏まえた将来のライフデザインを描き、タイミングを逃さず自らの希望する生き方を実現できるようにするため、結婚、妊娠・出産、子育て、就業等の正しい知識や相談先を把握し、自らの人生設計（以下、「ライフデザイン」という。）について考える講座・ワークショップの企画・運営、ライフデザイン啓発冊子の作成、インターネット上でライフデザインができるシミュレーションシステム（以下、「WEBコンテンツ」という。）の作成を行う。

3 委託料

10,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

4 委託料の支払い

業務完了後の精算払いとする。

5 予定契約期間

契約締結の日から令和7(2025)年3月31日（月）まで

6 業務委託の内容

受託者は以下の業務について実施すること。

また、全ての業務を実施した後、結果についてまとめた事業完了報告書を県に提出すること。県による報告書の確認をもって、委託業務完了とする。

(1) ライフデザインを考える機会の創出（講座の実施）

- 参加者がライフデザインの大切さを気づき、体験できるような講座の企画・運営を実施すること。
- 講座は栃木県内で5回実施（受講者目標累計130名以上）すること。うち1回は(2)に定めるワークショップ参加者に対して実施すること。開催場所については、受託者から提案の上、県との協議により決定する。
- 講座参加者に対し、アンケートを実施すること。アンケート内容は受託者から提案の上、県と協議すること。
また、アンケート内容は、(2)にて作成する普及啓発冊子へ意見を反映できるよう努めること。

(2) ライフデザインを考える冊子の作成

- 主に15歳～25歳前後の20名程度によるライフデザインを考えるワークショップを設置し、冊子にはワークショップ参加者が企画した内容を反映するよう努めること。
- ワークショップは契約期間内に複数回開催し、原則として同一の参加者が冊子の作成完了まで継続して活動するよう、配慮すること。
- ワークショップは受託者が主導して開催することとし、参加者の募集、参加者の管理、活動場所の提供、活動内容の管理を行い、令和7(2025)年1月31日までに県と受託者の協議により決定した内容を網羅した冊子を納品すること。
- ワークショップ参加者がライフデザインに関するイベント等の体験や取材等ができる

機会の確保を行うこと。具体的内容はワークショップ内で検討の上、県と受託者による協議により決定する。

- ・ 啓発冊子はインターネット上で閲覧するデジタル冊子とし、(3)のWEBコンテンツ内に組み込み、WEBコンテンツの一部として参照できるようにすること。啓発冊子の仕様は以下のとおり。

印刷時サイズ	JIS 規格 A4 縦
ページ数	16 ページ程度とし、県と受託者で協議する。
色	フルカラー（カラーユニバーサルデザインに配慮すること）
フォント	ユニバーサルデザインフォントを使用すること
その他	県と受託者の協議により決定する。

- ・ 受託者はワークショップ参加者による冊子完成の報告会を開催すること。報告会はインターネット環境による配信も行うこと。また、会場の手配及び配信に要する環境設備は受託者の負担により受託者が手配すること。

(3) ライフデザイン WEB コンテンツ・公開ページの作成

- ・ 利用者がライフデザインを考え、自分自身の内容を入力し、シミュレーション結果が出力される WEB コンテンツを作成すること。
- ・ シミュレーション結果はインターネットブラウザ上での表示に加え、PDF ファイル形式にて出力できるようにすること。
- ・ シミュレーション結果に対応した、助言等が表示される仕組みとすること。助言等の内容は(2)で作成する啓発冊子を踏まえた内容とするとともに、県による監修に柔軟に対応すること。
- ・ WEB コンテンツは、パソコン、スマートフォン、タブレット等の各媒体から閲覧・利用が可能なものとし、各OS（Windows、MacOS、Android、iOS等）に対応すること。また、各インターネットブラウザ（Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari等）において、レイアウト崩れ等がなく、正常に表示されるものとする。
- ・ 受託者は委託期間中のプラットフォームのアップデートに対応すること。また、特定のブラウザやバージョンに可能な限り依存せず、パソコン、スマートフォン、タブレット等の環境に可能な限り影響されない、レスポンシブデザインとすること。
- ・ WEB コンテンツを搭載する公開ページを作成し、ライフデザイン講座に関する紹介を掲載することとし、掲載内容については県による監修に柔軟に対応すること。なお、当該ページには将来の拡張見込みとして、利用者がライフデザイン講座の受講申込みが可能となるページを作成できるように配慮すること。
- ・ 公開ページ内に、県が指定する関連サイトの紹介及びリンクを掲載すること。（リンク先のページは本業務の調達範囲外とする。）また、掲載する関連サイトの追加・修正・削除を容易に行えるよう配慮すること。
- ・ 作成する WEB コンテンツに要するハードウェア、ソフトウェア等は、特定ベンダの技術に依存しないオープンな技術仕様に基づくものとし、オープンなインタフェースを利用して接続又はデータの入出力が可能であるものとする。また、他事業者を引き継ぐことが可能なシステム構成とし、引継ぎに要する資料も作成すること。
- ・ 受託者は、WEB コンテンツ・公開ページの構築着手前に令和7(2025)年4月1日以降の運用保守内容及び費用を県に明示すること。
- ・ その他、別紙1「デジタルプロモーション等実施時における留意事項」を遵守すること。

7 WEB コンテンツ等の要件

6(3)に定めたWEBコンテンツ等については以下のとおり対応すること。

【調達の範囲】

- (1) 設計
- (2) システム構築
- (3) テスト

- (4) 操作研修
- (5) プロジェクト管理

【構築期限】

令和7（2025）年2月末日まで

【構築環境】

受託者は作成した WEB コンテンツの公開やライフデザイン講座の開催情報や報告会の紹介等を行う WEB サイトを作成すること。

WEB サーバの構築環境については、(1) または (2) の環境を想定する。受託者はどの環境を利用するかを県に提案し、協議の上、構築環境を決定すること。

(1) 栃木県共同利用型基盤

栃木県では、庁内 ICT インフラの共同利用を目的としたプライベートクラウド環境（以下、「共同利用型基盤」という）を所有している。本環境を利用する場合は、受託者は共同利用型基盤上に、仮想サーバを構築することができる。構築作業においては、共同利用型基盤から提供される OS または受託者が調達する OS の構築も受託業務に含まれる。

共同利用型基盤の詳細については、別紙2のとおり。なお、Windows Server2019 または、Red Hat Enterprise Linux、及び Oracle Database Standard Edition 2 のライセンスは県から無償で提供を受けることができる。

(2) 受託者が提案する環境（レンタルサーバ、クラウドサービス等）

利用また構築するサーバは、サーバ OS ・ミドルウェア等のサポート対応、アップデート等が適時実施され、脆弱性対応等、セキュリティ対策が実施できるサービス形態であること。また、レンタルサーバ等の選定に当たっては、県に当該サービスについて説明をした上で、サービスを決定すること。

また、サービスを選定するに当たっては、下記の要件に適合するサービスを選定すること。

- ア 日本の裁判管轄・法令が適用されること
- イ 外部サービスで取り扱う情報資産が、国外のデータセンターに保存されないこと
- ウ 外部サービスを提供するリージョンが国内であること
- エ 外部サービス提供者が利用者の情報資産へ目的外のアクセスや利用を行わないこと

【設計】

受託者は、本業務の主旨、想定する利用方法及び利用者を理解した上で、別紙3・4に記載しているシステム構成図イメージ、画面遷移図及びサイト構成（階層図）に基づき、本システムの基本設計、詳細設計を実施すること。設計書に記載する項目については、事前に県と打ち合わせを行い、県の上を承を得た上で決定すること以下の項目を含めること。

なお、専門的知見を有さない者が設計書の内容を理解できるように、図式、フローチャート、表、用語解説等を記した資料をあわせて提示する等、県に対して丁寧に説明すること。

【構築】

(1) 構築環境

WEB サーバ等の構築において、共同利用型基盤を利用する場合に提供されるソフトウェアを除き、受託者は必要となるサーバ OS、ミドルウェア、アプリケーション等のソフトウェアを調達すること。

(2) 拡張性

機能の追加・修正等により、リソース不足が生じた際のシステム拡張が柔軟に行えること。また、メンテナンス性も考慮したコンテンツ設計・開発方針とすること。

(3) ドメイン

ウェブサイトについては、県のサブドメインを利用すること。

(4) 通信の暗号化

通信の暗号化 (https) を用いること。

なお、WEB サーバの構築環境として栃木県共同利用型基盤を利用する場合は SSL/TLS 証明書を県から提供することも可能であるが、利用する場合は取得のために必要な情報やテキストファイルを提供し、県が取得した SSL/TLS 証明書をサイト公開前までに適用すること。

【テスト】

(1) テスト計画書の作成

テスト計画書およびテスト仕様書を作成し、県の承諾を受けること。

テスト内容には、機能、性能、品質、負荷、セキュリティ、耐障害性、運用性等の観点を含めること。

(2) テスト内容

ア 受託者は、テスト計画書で定めたテストを実施すること。

イ 各テスト項目において、品質指標・性能指標値に満たない場合は、システムのチューニング等を実施すること。

ウ セキュリティテストは、疑似アタック等を実施可能なツール等を用いて、WEB コンテンツの安全な公開を担保できること内容を実行し、結果に応じて対策を講じること。

(3) テスト結果報告書

受託者はテスト結果をテスト仕様書兼成績書にまとめ、県に報告し、承認を得ること。

【操作研修】

本 WEB コンテンツの納品前に、県に対して操作説明を実施すること。

【プロジェクト管理】

(1) プロジェクト計画書の作成

ア 受託者は、業務履行開始にあたり、契約後速やかにプロジェクト計画書を作成し、県の承認を得ること。

イ プロジェクト計画書にはプロジェクトの制約事項・前提条件、推進方法、スケジュール、体制、品質目標、プロジェクト管理方針等を記載すること。

ウ プロジェクト計画書を変更する必要がある場合は、県の承認を得たうえで計画を変更し、変更後のプロジェクト計画書を提出すること。

(2) 定期会議・状況報告

ア 受託者は、本業務に係るシステム構築が完了するまでの間、開発進捗状況の報告、問題点の検討・解決、成果物のレビュー、その他システム開発の推進のために必要な事項を協議するための打合せを適宜実施すること。

イ 受託者は打ち合わせの議事録を作成し、速やかに提出すること。

【ウェブアクセシビリティ】

JIS X 8341-3:2016 に配慮し、レベル AA を目標とすること。

【アクセス解析】

別紙1「デジタルプロモーション等実施時における留意事項」に定める手法にて、アクセス解析を実施し、結果を明瞭に県へ示すこと。

【情報セキュリティ】

本業務の遂行にあたっての情報管理については、次の点に留意すること。

(1) 情報セキュリティ基本方針の理解・遵守

受託者は、県が策定している「栃木県情報セキュリティ基本方針」を理解し、これを遵守すること。

(2) 個人情報の取り扱い

本業務上で知り得た個人情報や機密情報等の取り扱いには十分注意を払い、漏洩することがないようにすること。万が一個人情報の漏洩または漏洩が疑わしい事案が発生した場合は、速やかに県へ報告し、誠意をもって対応すること。

(3) 情報セキュリティ対策要件

本調達の実施に係る情報セキュリティ対策の検討、実施に当たっては、保有する情報資産を、認可されていない第三者アクセス、改ざん及び漏洩や盗聴等から保護し、許可された利用者による適切な利用を確保するため、次の内容を踏まえ設計すること。

ア WEB コンテンツに対するアクセス、ウイルス・不正プログラム感染等、インターネットを経由する攻撃、不正等に対し、必要な対策を講ずること。

イ 脆弱性対策の実施脆弱性対策を行うとしたソフトウェアについて、公表されている脆弱性情報及び公表される脆弱性情報を把握し、WEB コンテンツを構成するソフトウェアの中で、脆弱性対策を実施するものを適切に決定し、実施すること。

ウ 本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況について、県から本調達仕様において求める情報セキュリティ対策の実績についての報告を求められた場合には速やかに提出すること。

エ 情報セキュリティ事故が発生した場合は、速やかに、あらかじめ定められた一次対応を行った上で、原因の分析及び再発防止策の検討を行い、県に報告し、承認を得た上で再発防止策を実行すること。

【その他】

業務の完了検査後に納入した納入物に瑕疵があることが明らかになったとき、県は、受託者に相当の期間を定め、当該瑕疵の補修を請求できるものとする。瑕疵期間は、完了検査合格の日から1年間とする。

8 納品物件

納品物件の詳細を以下に示す。納品物件は全て提出前に県の承認を得ること。

また、紙媒体に加え、PDF 等の電子データも納品すること。

納品物品	納品数	納品期日
1 ライフデザインを考える冊子（紙媒体）	500 冊	令和 7 (2025) 年 1 月末日
2 WEB コンテンツ	一式	令和 7 (2025) 年 2 月末日
3 プロジェクト計画書	1 部	WEB コンテンツ制作開始前
4 基本設計書・詳細設計書	1 部	令和 6 (2024) 年 12 月末日
5 環境設定書	1 部	令和 6 (2024) 年 12 月末日
6 テスト計画書	1 部	作業実施前
7 テスト仕様書兼成績書	1 部	テスト実施後速やかに
8 WEB コンテンツ利用方法説明書	10 部	令和 7 (2025) 年 2 月末日

9 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権及び複製権は栃木県に帰属する。

(2) 権利関係の処理

- ア 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果品が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、受託者が一切の責任を負うこととする。
- イ 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前述のとおりとする。
- ウ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の費用負担で対応するものとする。
- エ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上、処理することとする。

10 事業の実施に係る留意点

- (1) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、県があらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (3) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (4) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、誠意を持って早急に対応を行うものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認める軽微な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

デジタルプロモーション等実施時における留意事項

1 ウェブサイト制作に関する業務

- (1) ウェブサイトを新規制作または改修するときは、「pref.tochigi.lg.jp」をトップレベルドメインとするサブドメインにて公開することを検討すること。なお、その際にサブドメインに使われる文字列は栃木県と協議の上決定すること。
- (2) ウェブサイトの検索トラフィックや掲載順位を計測するため、Google Search Consoleを導入すること。
- (3) ウェブサイトに問い合わせや予約の申し込み等のフォームを設置する場合、問い合わせフォームはjavascriptタグなどを用いたフォーム作成ツール（例：hubspot）等を用いて、ウェブサイトのドメイン内で動作するものを設置すること。
- (4) ウェブサイトにおいて、事業効果を最大化しうるSEO（検索エンジン最適化）を施工すること。なお、その際はユーザーの興味・関心から類推される検索キーワードについて、検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切なSEOの施工を実施すること。
- (5) SEO施工時にGoogle Search Consoleなどを活用し、Googleにおけるインデックス状況、クローリング状況を定常的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正すること。なお、Google Search Consoleに対してウェブサイトの情報を適切に登録するSitemap.xmlの制作も上記に含むものとする。
- (6) ウェブサイト（ホームページ）やランディングページなどの納品時には、タグマネジメントの設定及びGoogle Search Console、効果計測並びに広告配信のタグが正常に動くことを確認した上で納品すること。

2 Google Analyticsのアカウント管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、「本業務用Google Analytics」の活用を必須とする。なお、ウェブサイトの新規制作時においては、制作事業者が「本業務用Google Analytics」を導入し、必要な権限の付与を実施すること。
- (2) 複数のウェブサイトを統合する場合や既存のウェブサイトを大幅に改修する場合等における既存のGoogle Analyticsの活用または新規導入については、栃木県と適宜検討すること。
- (3) 「本業務用Google Analytics」上で、本事業における目標設定を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。
- (4) 各種アカウント作成時には、内容について栃木県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

3 栃木県Googleタグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトに、Google Analytics等の各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、栃木県が別途指定する「栃木県Googleタグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「栃木県Googleタグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を栃木県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について栃木県の承認を得ること。また、「栃木県Googleタグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

4 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 栃木県が別途指定するデジタルマーケティングルール設定シート（DMシート）に基づき、各広告媒体タグのパラメータの設定及びデータの蓄積を行うとともに、「本業務用Google Analytics」で取得した数値を施策効果として報告すること。
- (3) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に栃木県が指定するリマーケティングタグを設定し、広告経由訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「栃木県Googleタグマネー

ャー」のコンテナ内で行うこと。

- (4) 本事業に関連するウェブサイトにおいて、プロモーションの目標に相応しいイベントを設定し、計測すること。必要に応じて、媒体タグでの計測も実施すること。
- (5) 広告運用開始後一週間以内に、本事業において取得すべきデータが取得できていることを確認し、栃木県へ報告すること。
- (6) 広告運用における透明性確保のため、広告アカウント管理画面に対するアクセス権を栃木県へ付与すること。なお、MCCなどを用いることが出来る場合は、栃木県MCC（マイクロクライアントセンター）とリンクすること。
- (7) 広告アカウントは、本事業用に新規に取得すること。

5 Google広告を利用する場合

- (1) Google広告アカウントを栃木県MCC（マイクロクライアントセンター）及び「本業務用Google Analytics」とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Googleが提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。
- (4) リスティング広告（検索連動型広告）を実施する場合は、ディスプレイネットワークを含める設定を除外すること。

6 Yahoo!広告を利用する場合

- (1) Yahoo!広告アカウントを栃木県MCC（マイクロクライアントセンター）とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Yahoo!Japanが提供するデータソリューションなど、デジタルマーケティング支援サービスなどを利用する場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

7 SNS広告を利用する場合

- (1) SNS広告アカウントを栃木県公式SNSビジネスマネージャや栃木県が指定するSNSページとリンクすること。
- (2) SNS広告を実施する場合は、栃木県に対して当該SNSのアナリストの権限を付与すること。
- (3) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。

8 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 栃木県が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。
- (2) YouTubeを利用する場合、YouTubeチャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的なSEOを施工すること。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google広告を利用する場合は、YouTubeチャンネルとGoogle広告アカウントをリンクさせること。

9 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したCookieと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。

共同利用型基盤環境

ア 概略図

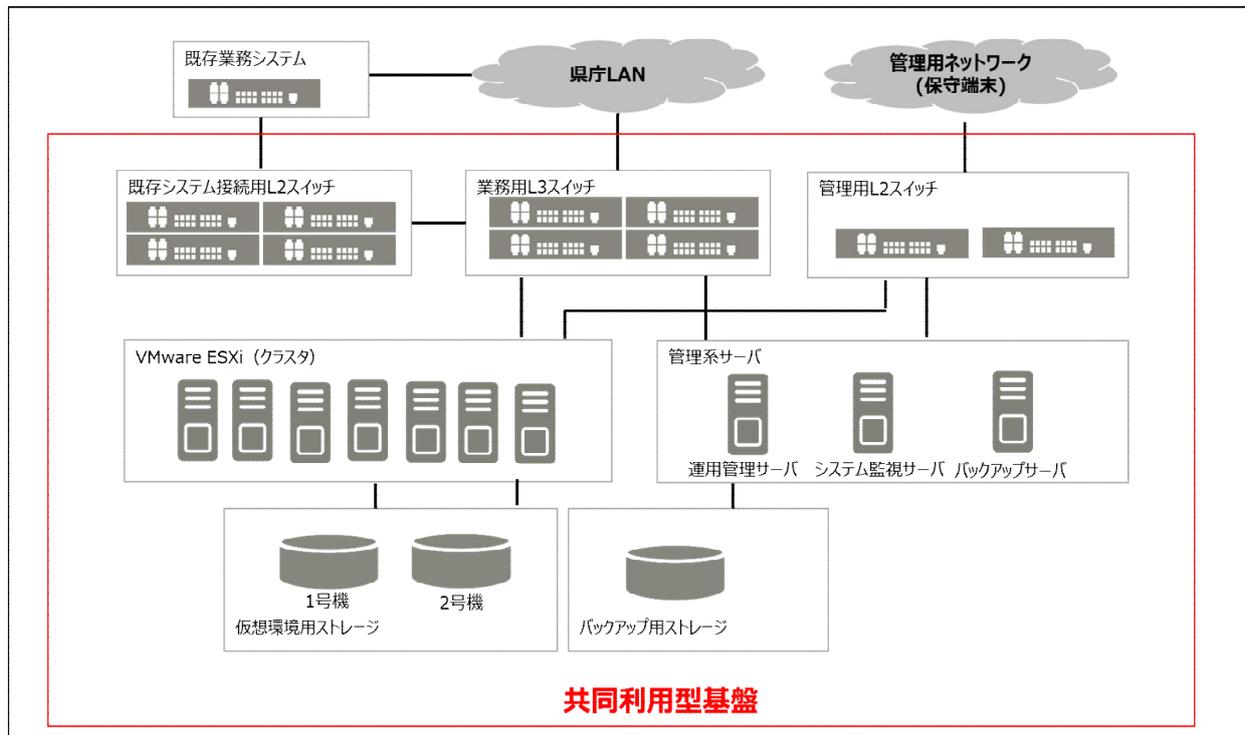


図1.1.1 栃木県共同利用型基盤概略図

イ VMware ESXi (クラスタ)

仮想マシンを稼働させるクラスタ。

7 台の仮想サーバで構成されており、HA 機能及びDRS 機能が仮想マシンに適用される。

ウ 仮想サーバ

クラスタ	構成台数 : 7 台		
CPU	メモリ	内蔵ディスク	ネットワーク
インテル® Xeon® Gold 6354 プロセッサ×2 (3GHz、18 コア)	512GB 32GB3200 RDIMM×16	300GB ×3 2.5inch SAS10Krpm/12Gbps	10GBase T×10 Port 1000BASE-T×4 Port

エ 機能

栃木県共同利用型基盤で提供する機能については以下のとおりである。

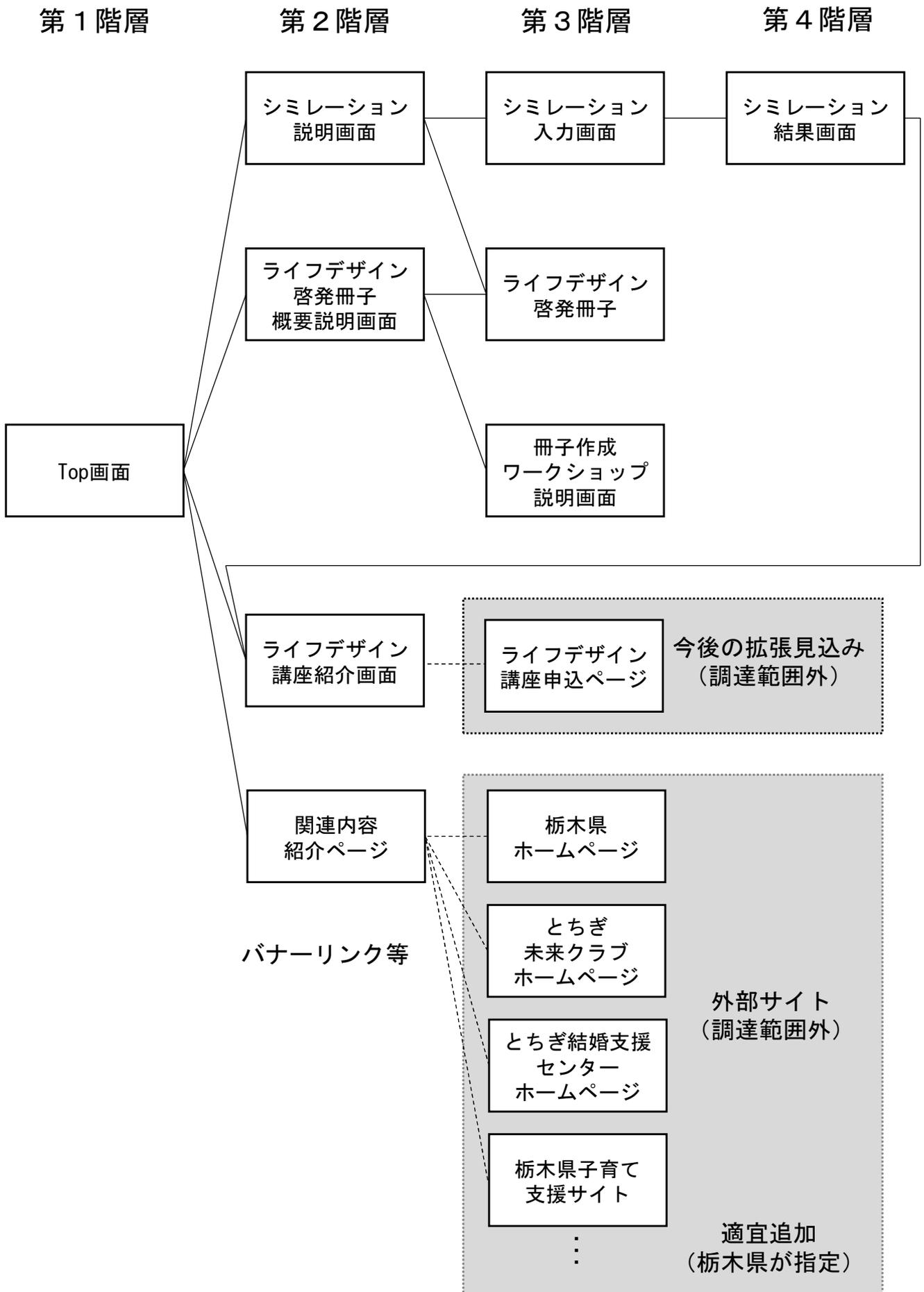
- ・バックアップは日次バックアップ7世代を取得する。ただし、データベースの静止点を考慮しないバックアップであるため、必要に応じて業務システム側でデータバックアップを取得すること。
- ・ファイアウォールは各仮想マシンに実装するインターフェースに対して、VMware NSX による仮想ファイアウォールを提供する。提供方式はホワイトリストによる通信許可設定を行う。通信に関する設計は業務システムを構築する業者が行い、設定は県が行う。

- ・ロードバランサはVMware NSXによる仮想ロードバランサを提供する。提供方式はラウンドロビンによる負荷分散とし、暗号化（SSL通信）は行わない。負荷分散に関する設計は業務システムを構築する業者が行い、設定は県が行う。
 - ・アンチウイルスはTrend Micro Deep Securityにて提供する。定時スキュンのスケジュール設定などスキュンポリシーの設定は一律とし個別変更は行わない。
 - ・データベースはOracle Database Standard Edition 2のライセンスを提供する。インストール作業については、業務システム構築業者で行うこと。
- ※上記のデータベースソフトではなく、Oracle Database Enterprise Editionが必要な場合や、その他のデータベース製品を使用する場合は業務システム構築業者で用意すること。

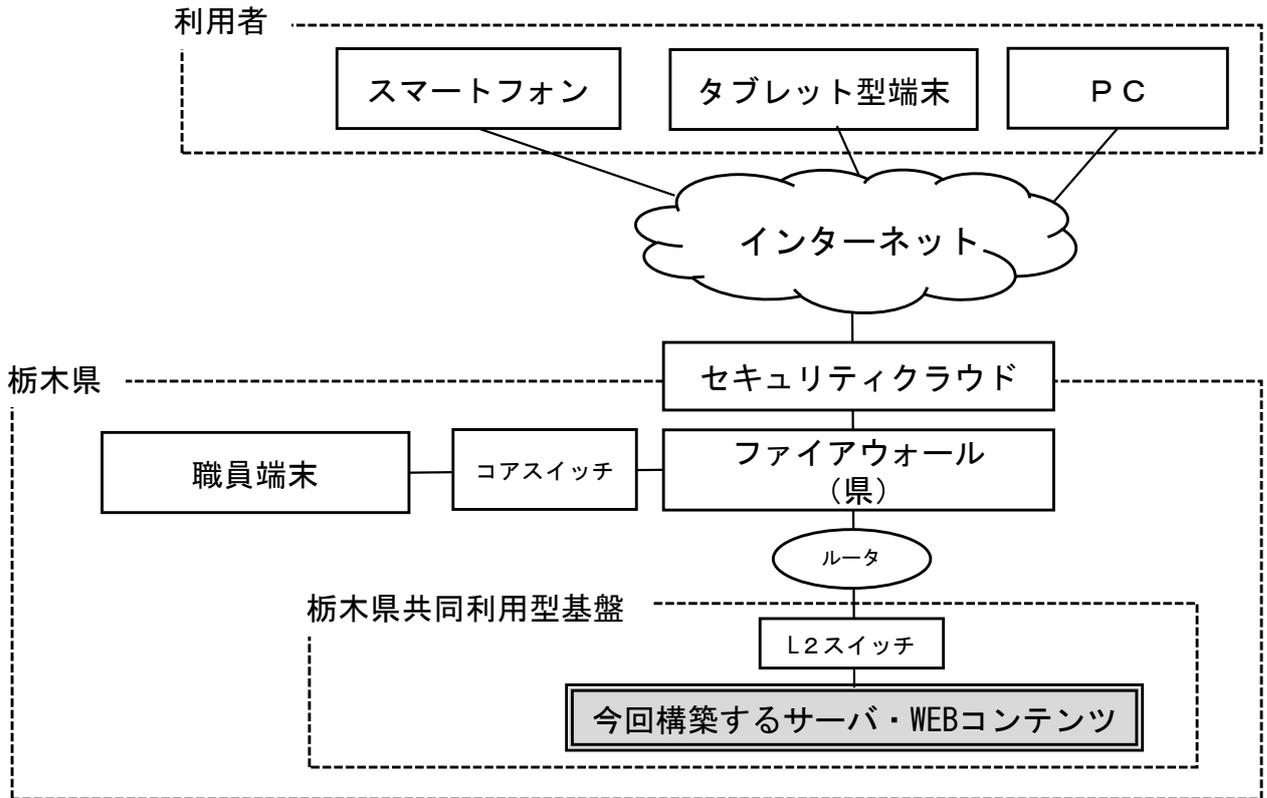
オ システム構築環境

業務システムの構築作業は基本的に以下の手順で行う。

- ① 県にて払い出した仮想マシンを、業務システム構築業者にて用意する仮想環境に取り込んで構築を行う。ただし、庁内でのシステム開発作業は行わない。
- ② 構築完了後は、OVF形式のファイルに変化したものを、県に受け渡す。
- ③ 県にて事前に取り決めた仮想マシンのリソース状況と差異が無いことを確認後、共同利用型基盤に取り込む。
- ④ 取り込み後は、システム保守室を含む県重要機能室に設置する管理用PCからメンテナンスを行う。



(1) 栃木県共同利用型基盤 利用



(2) 受託者が提案する環境 (レンタルサーバ、クラウドサービス等)

